①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)
②名称	Ministry of Justice Registrar General of Intellectual Property Administration
③所在地	Aljamhoria StreetAlmugran Area , P.O. Box 744, Khartoum
④連絡先	(電話) (249) 183 742 356 (FAX) (E-mail) info@ipsudan.gov.sd (internet)http://www.ipsudan.gov.sd/indexEng.html registrar@ipsudan.gov.sd
⑤組織の長	Registrar General of IP Mrs. Iman Mohamed Abdulgadir Atabani
⑥沿革	(1) 商標については、1969 年法律第 8 号により制定された 1969 年商標法及び 1969 年同法規則が 1969 年 9 月 3 日に発効した。 (2) 特許については、1981 年特許法第 58 号により制定された 1981 年特許法及び 1981 年同法規則が 1983 年 1 月 1 日に発効した。 (3) 意匠については、1999 年 7 月に施行規則が制定されて 1974 年法律第 18 号の意匠法による意匠出願の受付が開始された。 (4) スーダンは、1978 年 5 月より ARIPO の加盟国となっている。また、スーダンにおいては 1978 年 5 月 2 日にルカサ議定書が、1984 年 4 月 25 日にハラレ議定書が発効している。
⑦所管	特許権、意匠権、商標権

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1974/2/15	2000/12/28			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1984/4/16			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1984/5/16	2010/2/16	1984/4/16		
ストラスブール	ウィーン	WTO		

①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	160			
	(内　外国出願)	7			
	(内　日本から)				
	(内　PCT ルート)	3			
意匠	全数	152			
	(内　外国出願)	4			
	(内　日本から)				
商標	全数	3,075	976	1,058	908
	(内　外国出願)	1,661	976	1,058	908
	(内　日本から)	29	25	19	12
登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	117			
	(内　外国出願)	3			
	(内　日本から)				
	(内　PCT ルート)	1			
意匠	全数	114			
	(内　外国出願)	5			
	(内　日本から)				
商標	全数	1,835	999	1,075	973
	(内　外国出願)	1,446	999	1,075	973
	(内　日本から)	34	24	25	25

出典： WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

〈組織図〉

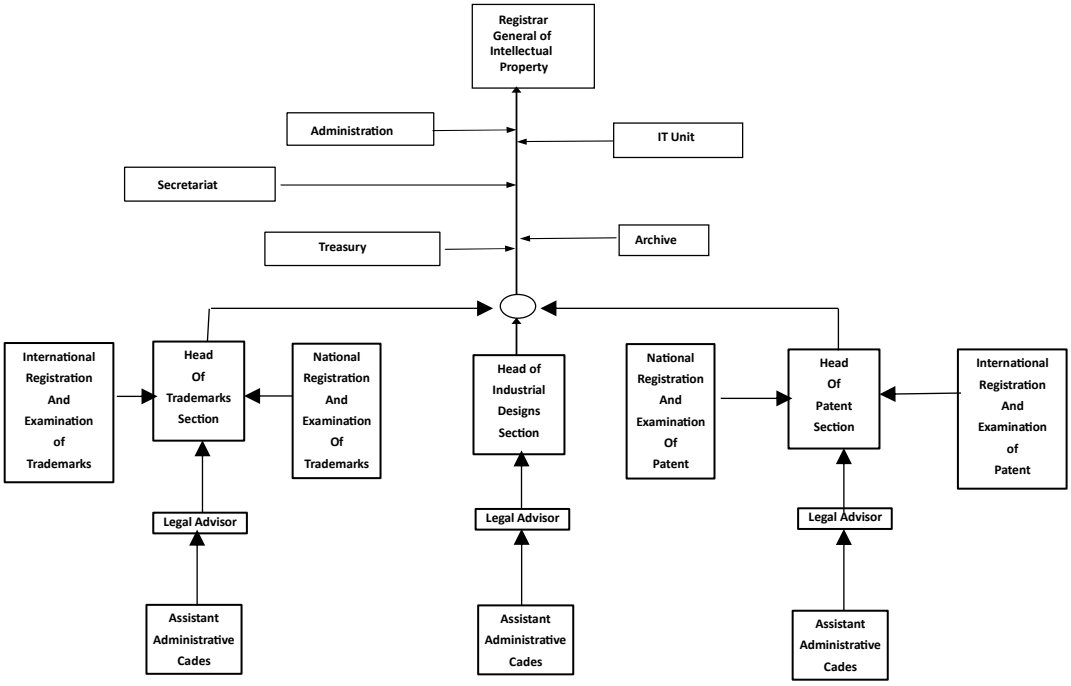

①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1971 年 10 月 15 日施行　(1971 年法律第 58 号)
	③地理的効力の範囲	スーダン国内のみ（特許法第 30 条）
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国（ハラル議定書批准 1984/04/25）
	⑤出願人資格	発明者又は承継人(特許法第 8 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スーダンに非居住の出願人は、スーダン内に連絡先を定める必要があり、スーダンに居住する公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法 12 条(1)、同規則 12)
	⑦出願言語	アラビア語又は英語（登録官が認めた場合、外国語の使用が認められる。 登録官から要求された場合のみ、アラビア語又は英語の翻訳文を願書に添付する）（特許法規則 9）
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。（特許法第 25 条（1））
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第 4 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から 6 月。 ・公の、又は公認の内外国における博覧会における展示による発明の開示(特許法第 4 条(2))
	⑪非特許対象	（1）科学的性格の原理及び発見（特許法第 3 条(3)） （2）発明又は開示が公序良俗に反する発明 （特許法第 7 条）
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件、発明の単一性について審査される。 （特許法第 18 条(1)，第 17 条(1)）
	⑬審査請求制度の有無	無。（特許法第 18 条(1)）
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。明細書及び図面を除く特許証内容を記載した公報が公告される。 （特許法第 19 条(1)，同第 20 条(1)）
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。（特許法第 47 条（1））
	⑱実施義務	有。特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年の何れか遅く満了する日までに、特許発明の実施が不十分なときは実施権の設定の対象となる。（特許法第 34 条(1)）
	⑲費用単位 SDG(スーダン・ポンド)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　17.00 SDG 登録・公告料 38.00 SDG [特許権維持に掛かる費用] 年金　12.00 SDG(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1983年1月1日施行　(1974年法律第18号)
	③地理的効力の範囲	スーダン国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国（ハラル議定書批准1984/04/25)
	⑤出願人資格	意匠の創作者及び承継人（自然人、法人）(意匠法第11条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スーダンに非居住の出願人は、スーダン内に連絡先を定める必要があり、スーダンに居住する代理人を選任しなければならない。 （意匠法第15条(1)(a)、(b))
	⑦出願言語	アラビア語又は英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年を2回延長（更新）することができる。(最長15年)（意匠法第23条、第24条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物（意匠法第8条(1)、(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。期間は何れも意匠の開示日から6月。 意匠の創作者又は承継人が、国内外の公認の博覧会において意匠の創作を開示した場合。この場合、意匠の創作の開示日から6月以内に出願したときは、意匠の開示は新規性の阻害要件とはならない。　(意匠法第8条(1)～(3))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 公序良俗に反する意匠　　(意匠法第7条(2))
	⑫実体審査の有無	無。出願は、方式要件についてのみ審査される。(意匠法第19条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。(意匠法第18条、第19条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。(意匠法第2条("industrial design"の定義))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類（ロカルノ分類）を使用している。(スーダンは、ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は方式要件を満たしていると、公開される。(意匠法第21条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願の意匠は、出願時に出願から12月の期間内において、意匠の公告の延期を請求することができる。(意匠法第22条(1)～(5))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる。(意匠法第41条(1))
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用単位 SDD(スーダン・ポンド)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　21.00 SDG 公告料　35.00 SDG 登録料　111.00 SDG [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料161.00 SDG(5年につき)
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1969 年 3 月 29 日　(1969 年法律第 8 号)
	③地理的効力の範囲	スーダン国内のみ
	④他国制度との関係	無。スーダンは ARIPO 加盟国であるが、2023/1/1 現在、バンジュールプロトコルを批准していない。
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、原産地表示（商標法第 3 条）
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、色彩商標（商標法第 3 条）
	⑦出願人資格	自然人、法人(商標法第 10 条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義(商標法第 7 条(2))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スーダンに非居住の出願人は、スーダン内に連絡先を定める必要があり、スーダンに居住する公認の代理人を選任しなければならない。(商標法第 9 条(1)(b)、第 15 条)
	⑪出願言語	アラビア語又は英語(商標がアラビア語又は英語以外の言語を含んでいた場合、登録官の請求によりアラビア語又は英語翻訳文の提出を要する。(商標法規則 20)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標が登録されたときから効力を有する。(商標法第 18 条(7)) 出願日から 10 年。10 年ごとに更新できる。(商標法第 19 条(1))
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無
	⑭不登録対象	(1) 商品固有の性質又はその産業的な機能により必要とされる形状または形態から成る標章 (2) 取引の過程において、質、量、用途、価値、原産地を指示するために使用することができる標識その他の表示からもっぱら構成される標章 (3) 通常の言語又はこの国の善良な確立された商慣行において関係商品の通常の呼称となった標章 (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する標章 (5) 関係用品の性質、出所、製造方法、特徴又は用途適合性に関し取引界又は一般需要者を欺瞞し若しくは混同を生ぜしめる意図に基づく標章 (6) 何れかの国，政府間国際機関又は国際協定に基づいて設立された機関の紋章，旗章その他の記章，イニシャル，名称若しくはその略称を当該国の主管庁又は当該国際機関の承認を得ないで複製若しくは模倣する標章 (7) 国の採用する公の標識又は印象を当該国の主官庁の承認を得ないで複製若しくは模倣する標章 (8) 専ら宗教的，宗派的又は部族的組織の象徴と同一若しくは類似の標章 (9) 宗教的若しくは部族的首班の肖像又は何らかの宗派的意味を備える肖像と同一若しくは類似の標章 (10)有効に優先権を主張した者の出願中の標章又はその登録を受けた標章で同一の商品若しくは当該商標の使用が公衆を欺罔する虞のあるその他の商品にかかるものを公衆を欺罔する虞のある方法で模倣する標章 (11)第三者に属する標章でこの国において広く知られているものの公衆を 欺罔する虞のある方法をもってするその全部又は一部の複製，模倣， 翻訳若しくは転写を構成する標章 (12)第三者の権利を侵害し又は不正競争防止法に違反する標章 (商標法第 8 条)

①国名	The Republic of the Sudan (SD) (スーダン共和国)	
商標制度	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	無。(商標法規則 17)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法規則 21)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。(商標法第 16 条、第 17 条)
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告日から 6 月以内(利害関係人がスーダンに居住していない場合は 8 月以内)に異議を申立てることができる。 (商標法第 18 条)
	㉓無効審判制度の有無	無。利害関係人又は登録官は、登録の無効を裁判所に申立てることができる。(商標法第 24 条(a)(b))
	㉔不使用取消制度の有無	有。5 年。継続して 5 年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。(商標法第 24 条(c))
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類、第 8 版)を採用している(ニース協定には未加盟)但し、第 32 類の一部の商品と第 33 類の商品については登録できない。(商標法第 29 条(b))
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第 21 条(1))
	㉘費用単位 SDG(スーダン・ポンド)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　133.00 SDG(1 区分につき) 公告料　60.00 SDG 登録料　270.00 SDG(1 区分につき) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料368.00 SDG(1 区分につき)
	㉙料金減免措置の有無	無。